

別表第2（第4条関係）

分任会計機関

部 局	会計機関	役 職	事務の範囲
旭川校 釧路校 函館校 岩見沢校	分任契約担当役	各校室事務長	当該各校所掌に関する契約のうち、予定価格が500万円未満の契約に関すること。
事務局	分任契約担当役	経理課長	経理課所掌に関する契約のうち、予定価格が500万円未満の契約に関すること。
	分任契約担当役	施設課長	施設課所掌に関する契約のうち、予定価格が500万円未満の契約に関すること。